

令和5年度「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」（第3回）議事録

日 時	令和6年3月21日（木）15時～16時45分
会 場	総合福祉会館 5階 第2研修室
出席委員	岸川委員（座長）、海原委員、高谷委員、佐久間委員、永田委員、小谷委員、八橋委員、青木委員（計8名）※欠席委員なし
傍聴者の有無	有（1名）

議事内容	
1 開会	
	(1) 事務局から配付資料について説明。
2 議事	
	(1) 座長から本日の次第について説明。
	(2) 各議題について各委員からの主な意見及び質疑等については以下のとおり。
	【議題（1）「福祉援護センター（かがみ田苑）の今後のあり方について～提言～」について】
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度にこの懇話会を設置して以来、これまで福祉援護センター、かがみ田苑のあり方について、様々な議論を重ねてきたところではあるが、その集大成として、提言を懇話会の一つの成果物としてまとめたいと考えている。さらに意見などあれば加えていきたいと思うので、発言をいただきたい。 ・これまでの懇話会での意見や方向性をまとめた資料として、私はこのままでよいと思う。 ・5ページの5（1）新規実施事業に関連することで、私の個人的な考えというよりも施設協議会から出ていた意見だが、1点目としては、専門性をその他の事業所でもスーパーバイズできるような仕組みが必要ではないかということ。2点目としては、職員の採用にあたって、障害者雇用について記載したほうがよいのではないかという意見があった。また、行政責任の明確化についてということに加え、施設長のあり方について、現状ではない方策を取らなくてはいけないのではないかという意見が出ていた。 ・ただいまの委員からの意見いただいたことに対して、各委員からも意見をいただきたいと思うが、まずは5ページ目の新規実施事業のところとしては、専門性を担保す

るということなのか、それとも専門性を地域の事業者などに還元できるような仕組みということか。

- ・スーパーバイズ的な役割を担える仕組みということである。
 - ・4ページ目の相談支援事業にも「通過型施設としての地域移行を前提とした利用者へのコーディネーター的な機能を担う」という記載があるが、さらに加えて記載するという形でよいか。
 - ・(各委員) はい。
 - ・障害者雇用については、提言の中には記載していないが、その他意見等はあるか。
 - ・障害者雇用のことはこれまで議論には出ていたと思う。市立の施設や市の委託事業者が率先して障害者雇用を行うことによって、民間事業所にも波及効果出るのではないかと思うので、可能であればどこかに記載したほうがよいと思う。
 - ・募集要項に記載するのか、仕様書に記載するのか。
 - ・仕様書の中に書くほうがよいと思う。
- (事務局) 資料6の10ページに、提案評価項目が載っているが、障害者及び男女共同参画への配慮という項目で、事業者からの提案評価項目にはすでに記載されている。
- ・事務局から説明もあったが、募集要項の9ページに基礎項目評価というものがあり、(4)に障害者雇用というものがある。ここで法定雇用率を達成しているか、達成してないかで、点数の配点が決まるという形になっている。国でも法定雇用率を定めており、募集要項でも採点項目になっているため、さらにプラスして提言に記載する必要はないのではないか。
 - ・今のかがみ田苑では、障害者雇用は達成できているのか。
- (事務局) 達成できているという報告を受けている。
- ・特に障害のある方の雇用については、市の基準もあるので提言の中には盛り込まなくても、次期の指定管理者募集要項に記載するという事でよいか。
 - ・(各委員) はい。
 - ・施設長については、現在の指定管理者の事業団の規則等で定められているのか。
- (事務局) 他の民間事業所と同様に厚労省の設置基準に基づいて、施設長や管理者を配置することになるが、仕様書の中でも規定している。
- ・現状でも社会福祉に関する知識を持っている人が、施設長になるということが仕様書に規定されているという理解でよいのか。
- (事務局) はい。現在の指定管理者である事業団の人事によって、今の施設長が配置されている。
- ・受託する指定管理を受ける法人の人事に関することだが、特に配慮が必要な人たち

がたくさん通っている市立の施設ということで、施設長のあり方について提言に記載するというのであれば、施設運営の視点から、充て職等の起用について再考することが望まれるということに記載するということがよいか。

- ・(各委員) はい。
- ・行政責任の明確化という意見が出たのは、今期にかがみ田苑で廃止した事業があったが、経営状況について市が管理できていなかったのではないかという意見があった。市の指定管理ということは、単に指定管理者任せというようなことではないか、市にも責任があるのではないかという意見が協議会の中であった。
- ・例えば提言の中で記載するのであれば、先ほどの施設長の項目と同じように、運営の仕方としては、受託した法人に任せきりではなく、行政としっかりと二人三脚で、運営管理もチェックしながら運営していくということが望まれるということに記載したいと思う。

【議題（２）「生活介護事業」の職員配置体制等について】

- ・まずは、生活介護事業所の職員配置について、各委員の意見をいただきたい。特に定員が40人のうちに、いわゆる強度行動障害のような状態になっている人を、ある程度受け入れることが、このかがみ田苑に求められるという話を懇話会でもまとめさせていただいているところがある。そうすると、例えば何人程度の強度行動障害の方を想定して受け入れて対応できるのか。その人たちも、決まった年数の中でしっかりと支援を組み立てて、次の事業所につないでいくという役割などもあるので、その点についても、意見をいただきたいと思う。それと、セーフティーネットとして、利用者1人に対して何人程度の生活支援員の配置が適当なのかというところについても、なかなか数字を見てイメージが湧かないところもあるかもしれないが、現状の体制に加えて、これは必要なのではないかといったところや、支援の質を確保するうえで、生活支援員の常勤比率については、どう考えていくのかという意見をいただきたいと思っている。また、医療的ケアが必要な方などの受け入れであったり、地域移行を進めていくうえでの専門職員の配置などについても、かがみ田苑にこうして欲しいということを踏まえたうえで、必要なことや、逆にこの部分はそれほど必要ではないというような意見があれば発言いただきたい。
- ・参考資料1の生活介護事業の職員配置状況では、常勤換算で生活支援員が23名ということで、それにプラスして看護師などが配置されているが、私たちの事業所では到底このような人数は考えられない。本当にこれだけの人数が必要ということであれば、提言の中にも記載しているような、きちんと支援につなげていけるような状況にしていただかないと、もったいないという気がする。実際に生活介護を運営している

者として、同じ定員 40 人で、常勤換算にしても 10 人もいない状況である。それが 20 何人もいるということは、それだけきちんとした支援ができるということになると思う。人数というよりも、その中身の部分のところ、重度の方たちのきちんとした支援をしていただけるような体制になっているのであれば、これぐらいの人数が必要なのではないかと思う。

- ・今回 18 人の知的障害の卒業生がいる中で、3 名の方がかがみ田苑に併用で繋がった。うち 2 名は、保護者は別の事業所を希望したが、他では支援できないということで、追加の実習を行って、ようやくかがみ田苑が受け入れてくれたという事実はある。やはり、強度行動障害ではないが、学校の中ではマンツーマンの支援が必要な人たちで、他の事業所では受け入れができない。5 日のうち 2 日程度なら受け入れられるが、あとは他の事業所を探してもらいたいということで、最終的に受け入れが決まったのがかがみ田苑しかなかったというか、かがみ田苑に受け入れていただいたという現状がある。マンツーマンの支援が決して良いとは思わないが、他の事業所では受け入れてくれなかった。
- ・職員数としては、民間の事業所に比べるとかなり手厚いということはもう数字の上では明らかであって、これはもう本来的な役割としては、他の事業所で受けられない方を受け入れて、そこでただお預かりではなくて、しっかりと次に繋がる支援を展開して欲しいということだと思う。
- ・かがみ田苑でしか受け入れられないということになってしまうと、ますます地域に出ていくことができなくなってしまうので、そこをきちんと整理して、次につなげられるような流れを作るための職員数がこれぐらい必要だということであれば、それは全然構わない。ただし、現状の人たちを支援するためだけに、これだけの人数が必要というのはどうなのかと感じる。
- ・今の委員の話聞いて、まず前提として、その事業所に通っている利用者の状態像と、かがみ田苑に通っている利用者の状態像が全く同じなのかということもあると思う。人数だけで言うと職員数は 23 人ではあるが、常勤が 4 人ということで、例えばこれは他の委員が以前関わっていた事業所の昔のイメージだと、常勤の職員の割合が高いという記憶がある。強度行動障害のある方に対して、非常勤も常勤も人数としては同じではあるが、やはり大変さを耐えうるためには、どの程度の常勤の割合が望ましいのかという意見を聞きたいと思う。
- ・私は、現状の常勤 4 人で非常勤 19 人、実雇用者 24 人という、交代で職員が入れ代わる体制は正直、望ましいとは思わない。例えば、1 人の常勤職員がしっかりと利用者の計画を立てたり、記録を残したり、家族と面接をすることを考えると、最大で職員 1 人あたり利用者 5 人程度ではないかと思う。そうすると、定員 40 人で最低でも 8

人は常勤職員が必要だと思う。特にかがみ田苑を利用されている方の中には、次の事業所に繋がるのが難しい方もいらっしゃると思う。そうすると常勤としては、やはり最低でも 10 人はいたほうが望ましいのではないと思う。それが可能であれば、一人一人の利用者のことをしっかりと、丁寧にアセスメントをして、ご家族の意向も伺いながら本人の様子もしっかりと見ながら、次の事業所につなげていくという支援が可能になるのではないと思う。非常勤職員が悪いということではなく、非常勤は限られた時間の中で、その部分だけを見るということが大きな役割になってくると思う。そうすると、積極的に支援するというより、事故を起こさない、目を離さないという見守りシステムのサービス提供になってしまう感じだと思うので、常勤職員の比率は 4 人では少ないのではないかと考える。

- ・ 提言の中の医療的ケア児の受け入れについては、看護師だけではなく職員が喀痰吸引の研修を受講するという記載があったが、今回この体制を見ると、おそらく非常勤職員 3 人が毎日 2 人ずつ出ているような体制なのと思う。喀痰吸引の研修をすることは非常に職員のレベルアップには必要なことだとは思いますが、やはり非常勤職員 3 人の体制では、医療的ケアを行う体制を組むことまでは難しく、そういう体制を整えるのであれば、1 人は常勤の職員を入れてきちんと看護師の責任者がいないと医療的ケアにあたる従事者として看護師の責任も重くなってくると思う。今後、受け入れられる利用者の状況にもよるとは思うが、喀痰吸引や医療的ケア児を増やしていくという話があるのであれば、看護師長のような常勤職員が 1 名いる体制も必要なのではないかと思う。
- ・ 強度行動障害であったり、いわゆる支援がすごく難しい人の、受け入れ人数の妥当性についても、やはり常勤職員が何人かにもよるのではないかと考える。常勤職員でしっかりと責任を担い、支援スキルを向上させながら、支援できる人がいれば、その人の役割は非常に大きくなっていくのではないかと考えるので、例えば、常勤職員が 10 人で、しっかりと支援できる体制があるのであれば、強度行動障害の受け入れ可能な割合についても増やすことが可能なのではないかと思う。定員 40 人のうち 20 人とまではいなくても、最低でも 10 人から 15 人程度は受け入れることも可能ではないかと思う。

【議題（3）「相談支援事業」の職員配置体制等について】

- ・ 提言の中にもあったが、相談支援事業所の数があまり増えず、計画相談がなかなか作成できないということや、特に、特別支援学校卒業生の人に計画をつけることができないというところも踏まえて、かがみ田苑で今よりももう少し、計画を作れるように

ならないかと考えると、今の職員数では、たぶん足りないと思う。何人分を作るかという設定によって、配置する職員数も変わってくると思う。感覚的ではあるが、少なくとも常勤専任で2人を配置して、実際の計画作成状況によって、プラスアルファを配置する必要がある。さらに欲を言えば、3人配置して専門的に計画相談をたくさん作ることができるとよいが、常勤職員3人の配置は厳しいかもしれないという気もするので、常勤2人から3人の間というのが、落としどころではないかと思う。

- ・それによって地域生活支援拠点等の加算が受けられることが可能になると思う。
- ・ただ単に計画を作るというよりも、かがみ田苑は支援学校卒業生の通所サービスの受皿でもあり、計画作成についても当面の受皿として引き受け、相談支援事業所が増えてきたら、地域に戻っていくときに他の事業所に計画を引き継ぐとか、かがみ田苑と関わりのない人も特別支援学校の卒業生については、かがみ田苑に通所しなくても、計画を当面作成して、状況が良くなれば、他の事業所に引き継いでいくというような役割があってもよいのではないかと思う。
- ・今回3人の卒業生が相談支援事業所に繋がっていなかったが、そのうち1人は母親が自分で見つけて繋がった。他の2人は学校の方で推薦して、かがみ田苑の相談に繋がった。本当はもっと繋がって欲しい人が卒業者に限らず1、2年生の中にもたくさんいるという状況がある。
- ・市内のサポートセンターとは違った役割をしっかりと担ってほしいという期待も含めて、計画相談については積極的に進めていく必要があると思う。今、他の委員から意見があったが、特に支援学校の卒業生が、その次の障害福祉サービスに繋がる場所としてかがみ田苑で受けとめられる機能として必要だというふうに考えると、2名から3名の常勤の体制が望ましいと思う。
- ・かがみ田苑の利用者以外の人も状況によって受けもらえることはありがたいと思う。

【議題（4）「日中一時支援事業」の職員配置体制等について】

- ・ニーズとしては、卒業生を見ていると、もっと日中一時支援を利用したいというニーズがあるが、お願いしても体制的に人が足りないということは、いろいろなケースで言われている。
- ・日中一時支援事業所が市内でも少ない中で、かがみ田苑がその中の1つということで、ニーズはかなりある。希望しても週1日がいいところで、ニーズとしては全然足りないが、受け入れ側の体制がギリギリということのようである。
- ・本当は利用したい人は相当いると思うが、日中に利用している事業所が終わって、そこからかがみ田苑まで送らなければならないし、おそらく時間的にも移動支援とか

が使えない時間帯になると思うので、保護者が迎えに行かなければならないが、立地的に遠いということを利用してできないという状況があると思う。

- なかなか送迎だけを受けてくれるところはないので、受け入れる側の体制が整っても、送迎するすべがないと利用されない可能性もある。
- 送迎サービスの実施方法にも少し絡むところではあると思うが、日中一時支援事業として常勤職員の配置数を何人か確保したうえで、事業として1日当たりの利用人数などを決めたほうがよいか。
- 利用人数を決めても利用者が来なければ事業として成り立たない。
- かがみ田苑の利用者でも、要望しているが週1回しか利用できないという人は何人もいるという状況である。
- 何を優先するかというと、まずは普通に日中の通所施設が確保されること。かがみ田苑でいうと、かがみ田苑に通っている人で、その日は事情があって迎えに行かれない場合などで、日中一時を利用するというのがまず最優先だと思う。おそらく常時、ニーズはあると思うが、まずはかがみ田苑に通っている人の突発的なニーズに対応できるようところと、今も外部の利用者についても受け入れてはいるので、そういったニーズもやむを得ない場合というか、時間が合えば受け入れるような体制でよいのではないかと思う。今の職員体制で大丈夫かというのは別問題だが、優先順位を考えていったほうがよいのではないかと思う。
- 日中一時支援事業所の職員配置体制等については、なかなか具体的に示すことは難しいが、市立の施設としての役割として、民間事業所が担えない部分があるので、利用者数やニーズに見合った職員配置が求められるということでまとめたいと思う。
- (各委員) はい。

【議題（5）送迎サービスの実施方法等について】

- 送迎については、かがみ田苑の立地条件のところでもこれまで懇話会の中でも議論があがってきたが、アクセスが悪く、車がないと送り迎えができないという状況がある中で、利用者の方の通所手段も含めた送迎、先ほどの日中一時支援事業を展開するにしても、やはり地域の期待に応えるという何かしらの手だてを求められるところがあると思うので、そちらについても各委員から意見をいただきたい。
- 資料5の「苑送迎（自宅との往復）」という方は、おそらく数年前の当校の卒業生で、車がなく、送迎も相当大変だったが、通所して欲しいということで、おそらくかがみ田苑が通所してもらうために、自宅からのルートを作ってくれたのだと思う。
- 送迎体制を確保するための人員体制などについても合わせて考えていかなければいけないのではないかと思う。現状では、他事業所の移動支援を利用している人が 26

人、48.1%という割合を占めていることを考えると、移動支援を相当当てにしている生活スタイルなのではないかということが見受けられるが、家族のニーズとしては、自宅までの送迎を求めているということではないか。

- ・移動支援を私の事業所でも行っているが、やはり家族としては、自宅から施設までというようなニーズが高い。グループホームに入居している利用者は、基本的にはグループホームの職員が送迎してくれるとは思いますが、場合によってはグループホームの職員が送迎することができないこともあるので、自宅から駅までは行って、駅まで迎えに行くという場合もある。本来であれば自力通所できていた方が、できなくなってくるという状況もある。高齢になって段々と認知機能が悪くなってきたりするとグループホームで送迎したり、移動支援を使ったりすることが必要になってくるので、ニーズが高くなってくるのではないかと思っている。私たちの事業所でも、送迎をしなければ通所できない人たちが出てきているので、やはり送迎をその拠点場所までせざるを得なくなってきたところがある。そこは、今後かがみ田苑の利用者の状況がどうなるかということも含めて、考えていかなければならないところではないかと思う。
- ・利用者の年齢を想定すると、福祉援護センターが6年の通過型施設ということを見ると、長期に渡って身体機能が低下している高齢の方を受け入れるというケースよりは、比較的若い支援学校を卒業した生徒を受け入れるという想定になるのか。
- ・若い利用者ばかりではないと思う。私の事業所からかがみ田苑に通所していた方もいるが50代半ばであった。
- ・かがみ田苑の立地を考えたときに、現実的には、例えば田浦や西の秋谷の方まで迎えに行くのは無理だと思う。生活介護でもやはり通常の送迎の範囲みたいなものを設定していると思うので、少なくとも周辺の地域には送迎できるような体制ということがあってもよいのではないかと思う。苑までは遠いが週に1回でも何とか通わせることが必要だという人については、個別に対応してもらおうという形。それは、朝とか夜の時間帯ではなくて、少し時間をずらせば送迎できるとか、そういう個別の対応も必要だと思う。繰り返しになるが、市内全域をカバーするのは難しいので、ある程度、周辺の地域を送迎できるような体制と、通えないことで家で引きこもりのようになってしまう人については、週に1回でも、月に1回、2回でも通えるように個別対応できるようなことができたらいいのではないかと思う。
- ・今は送迎について、非常にカットする部分があり、移動支援の事業所が少ない。行政の方ではできるだけ事業所独自で送迎をなささいという話になっているが、かがみ田苑の送迎を利用している利用者の資料を見る限りでは1人という状況がある。苑独自で送迎をすることはよいことだとは思いますが、その場合に、生活支援員が運転手を

兼ねることは止めるべきだと思う。職員体制にも関わることだが、やはり運転手は運転手として雇用すべきだと思う。添乗員については、生活支援員が行うことは大事だと思うが、支援員はあくまでも支援に携わるようにすべきだと思う。また、支援員が運転すると送迎の間は算定しないだとか、報酬の問題にも関わってくる。

- ・送迎加算はつくが、生活支援員が送迎をするときには、その生活支援員が送迎している時間は、職員体制から外さなければならないという指示が出ている。8時間勤務の職員であっても、送迎を行うことで8時間の勤務体制にはなくなってしまう。そうすると職員体制加算がとれなくなってしまうという厳しい状況があるので、条件として、運転手を何人雇用する必要があるとか、送迎は苑で実施しなければならないということまで指定して行うということであればよいと思うが、生活支援員が運転手を兼ねることは私も賛成しない。
- ・送迎について、職員体制ということについては、きちんと運転手としての専門の職員を雇うべきだと思う。
- ・以前、久里浜まで送迎バスを運行していた時期があったと思う。それは莫大な費用がかかると思うが、現状の車だと、人数的にはそれ程乗ることができないと思う。今後、定員を増やしていったときに、本校の生徒の場合を考えると、ほとんどはもちろん自力では通えないし、現状としては卒業してすぐは移動支援が利用できない。今年かがみ田苑に通所が決まった3人も保護者が送迎を行うということになっている。保護者が移動支援事業所に相談しながら、ある程度時間が経てば、いずれはどこかの移動支援を使えるようになると思うが、卒業時点では現在利用している移動支援は断られてしまい、保護者が朝と晩を2往復するというのが現実なので、現状の車両では、とても少ないという印象がある。他の委員が言われていたように、全員が送迎を利用するという事は難しいと思うので、例えば久里浜拠点で以前の大型のバスみたいなものがあれば、車がなくても久里浜までは送ってもらい、後は家族等に送迎してもらおうということだと、また少し状況が違うのではないかと思う。本当に野比に行くバスは、1時間に1本ぐらいしかないし、バスで送って行った後に直ぐに帰れるバスも全然ないので、久里浜まではもう少し大人数の送迎をしてもらえるとありがたいと思う。
- ・京急の貸出バスについては、以前のような貸出バスはもうなくなったようである。路線バスについては立って乗ることができるが、貸出バスは移動するときにはきちんと座らなければいけないという形になるので、定員も限られてかなりコストがかかる。
- ・スクールバスなどもコストがかかると聞いている。
- ・以前は立って乗っていたからすごく効率的であったが、10年ほど前はキャンプの帰

りなど、学校でもかなり使っていたが、すごくコストが高くなって使えなくなってしまった。

- ・観光バスも同じだと思うが、バスの乗車定員の関係でできないということで、学校も利用ができなくなった経緯がある。また、運転手を探すのも今は非常に厳しい。専任の職員を雇用するというのは私も賛成ではあるが、募集しても運転手を探すことが難しい状況もある。
- ・各委員の意見を整理すると、ある程度かがみ田苑とその近隣の地域に関しては、何かしらの送迎の手段があったほうが望ましいという意見と、もう一つは、個別対応が必要な時には対応できるような体制が整えることができれば、より良いということ。また、送迎の担い手については、支援員と運転手の職員を分けたほうがよいということで整理したうえで、それが現実的に今の人材難というところで実現できるかどうかは別問題として、そうした方向性として考えるということによいか。
- ・(各委員) はい。

【議題（6）次期指定管理者の選考に係る提案評価事項等について】

- ・資料6の前の募集要項では、11 ページの（8）の就労移行については、事業としてはすでに行っていないため、こちらの変更については必須になると思う。また、特別支援学校の卒業生の受け入れなどについても、前回と同じで良いのかどうかというところも各委員から意見をいただきたいと思う。今私たち懇話会が求めているところとしては、利用者をお預かりするだけではなく、その人に合った支援を組み立てて、その次の事業者などにバトンタッチしていく、その人がより住みやすい地域に移行できるような、その準備をするということだと思うので、かがみ田苑でしっかりと支援を組み立てて、その期限以内でより適切な支援ができるように、支援を継続しながら、次の事業所に移行できるかというようなそんなニュアンスで、評価基準を設けたらどうかと私自身は考えている。そうすると、(11)の移行支援と少し重なってしまうところがあると思うが、有期限施設として、卒苑後の進路先を確保するための取り組みが十分かということと、(7)の人員体制のところでは、例えばしっかりと移行支援に向けた準備を苑の中で有期限に取り組むことができるのか、そういうシステムも含めてということになるかと考えている。また、先ほどの相談支援のところも、職員を手厚くして、特に支援学校卒業生の支援計画をしっかりとできるというような、より具体的な項目があっても良いのではないかと思う。利用者への相談支援を充実させるための取り組みが十分であるかというところが、例えば計画相談という意味合いでの相談というものも入れたほうが良いのではないかと思う。
- ・地域でのいわゆる相談に繋がってない人たちとか、そういう人たちの相談を積

極的に受け入れていくというようなことが、評価提案項目の中にあるとよいのではないかと思う。

- ・いまの委員の意見については、相談のすみ分けとして、いわゆる委託相談支援事業所が行っている委託相談のように受け取る人もいるので、そこは役割分担を分けたほうがよいと思う。あくまで計画相談の繋がってない人というような書き方がよいと思う。
- ・相談支援事業の評価提案項目については、かがみ田苑が事業として行っている指定計画相談事業として、より具体的に充実させていく提案があるかどうかというところを加えてもらいたいと思う。

→（事務局）送迎体制についても評価提案項目に加えたほうがよいか。

- ・本当は送迎体制についても加えたほうがよい気がするが、これから課題が大きくなってくる人たちが、かがみ田苑を利用されていることを考えると、どのように記載したらよいのかと思う。
- ・例えば、(10)の受入体制のところ、手厚い支援が必要な人の受け入れのための取り組みが十分であるかということに加えて、移動も含めた個別の対応もできるかどうかというニュアンスで加えるというのはどうか。手厚いだけでなく、移動に関しても配慮の仕方に関して、何かしらの対応ができるかどうか。送迎体制をしっかりと取り組むということよりは、例えば先ほどの個別の引きこもり状態になってしまうような利用者は、自宅まで迎えに行く必要があるというところで対応が可能かどうかという、要するに、通えない人は切ってしまうというようなことにはならないような支援ができるかどうかという意味での受け入れ体制として明記するというのはどうか。
- ・こちらの募集要項については、この懇話会の委員からの意見を踏まえたうで記載すると思うが、最終的にはこの後の指定管理者の選考委員会で決定という形になると思う。
- ・懇話会からの提案がそのまま募集要項や仕様書として記載されるわけではないということは理解したうえで、次の選考委員会のところにもしっかりと引き継いでもらいたい。
- ・最初の議題の提言の中の5ページに新規実施事業の記載があるが、地域生活支援拠点の整備で、特にかがみ田苑に通っている人は、重度の人も多いため、何かあったときに施設で宿泊を伴う緊急的な受け入れができたらよいと思っている。ただし、まだ市として正式に事業化が決まっているわけではないので、今回の指定管理の事業の中に盛り込むことは難しいかもしれないが、提案事項の中に将来的に地域生活支援拠点についての役割を考えているとか、計画しているというようなことを入れるこ

とが可能であれば加えてもらいたい。それによって、他の応募事業者が出てきたときには、やる気があるのかどうかを評価できるのではないかと思う。地域生活支援拠点事業を行うとすると指定管理の業務ではなく、おそらく自主事業という形で行うようになると思うので、そういうことも考えているかという項目として加えてもらえたらよいと思う。

- ・この提言については、各委員が様々な意味で意見を出し合って取りまとめたものなので、これが活かされるような募集要項や仕様書を作っていただきたいという委員としての想いがある。募集要項にこの提言を資料として付けるということであれば、これを必ず読んでいただいてそれに沿った形で、事業者から提案をしてもらうということであればよいと思う。

→(事務局) 次期指定管理の募集要項や仕様書を作成する際には、可能な限りこの提言を踏まえたうえで作成したいと考えている。

3 閉会

- ・福祉援護センターは、横須賀市内で特に配慮が必要な方への支援が求められる施設なので、協議会や検討部会でも意見を重ねているのだと思う。地域生活支援拠点等についても、横須賀市はこれから具体的に機能を構築していく段階になってくると思うので、次期指定管理の応募事業者にはしっかりと提案していただいて、かがみ田苑にその役割をしっかりと担っていただきたいと思う。これまでのこの懇話会での議論は本当に有意義な時間であったと考えている。それでは、福祉援護センターのあり方懇話会をこれにて閉会する。3年間ありがとうございました。

- ・(各委員) ありがとうございました。